公立大学法人県立広島大学理事長選考規程(改正案)

平成 2 2 年 9 月 1 日 法人規程第 1 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は,公立大学法人県立広島大学定款(以下「定款」という。)第10条第9項及び第12条第1項の規定に基づき,県立広島大学(以下「大学」という)の学長となる公立大学法人県立広島大学(以下「法人」という。)の理事長(以下「理事長」という。)の候補者(以下「理事長候補者」という。)の選考,理事長の任期及び解任手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

- 第2条 公立大学法人県立広島大学理事長選考会議(以下「選考会議」という。)は,次の各号のいずれかに該当する場合に,理事長候補者の選考を行う。
 - (1) 理事長の任期が満了するとき
 - (2) 理事長が辞任を申し出たとき
 - (3) 理事長が欠員となったとき
 - (4) 理事長が解任されたとき
- 2 理事長候補者の選考は,前項第1号に該当する場合は,任期満了の日の3月前までに行い,同項第2号から第4号までに該当する場合は,速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第3条 理事長候補者は,人格が高潔で,学識が優れ,かつ,大学における教育研究活動を 適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考し なければならない。

(選考対象者の推薦)

- 第4条 理事長候補者の選考の対象となる者(以下「選考対象者」という。)は,次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 経営審議会又は教育研究審議会の委員(但し理事長選考会議の委員を除く。)から,選考会議に対して,書面により推薦された者
 - (2) 公立大学法人県立広島大学職員就業規則第2条に規定する職員(以下「職員」という。) 15名以上から,選考会議に対して,書面により推薦された者
- 2 前項各号の規定により推薦を行う者は,選考対象者1人に限り推薦を行うことができるものとし,自らを選考対象者として推薦できないものとする。

(選考方法)

- 第5条 選考会議は,前条の規定により推薦された選考対象者に対し,選考対象者となることの意思を確認するとともに,理事長に就任した場合の所信の提出を求めるほか,必要な事項の確認を行う。
- 2 選考会議は,理事長候補者の選考の参考とするため,経営審議会及び教育研究審議会の

- 各委員(但し選考対象者の推薦者となった者は除く。)の意見を聴くものとする。
 - この意見の聴取は、意見書の提出を以て行うものとする。
- 23 選考会議は,選考対象者について,書類による審査の後,必要に応じ面接により審査 し,最終的に1人を理事長候補者として選考する。
- <u>34</u> 選考会議は,選考の結果を,速やかに理事長又はその代理者に報告するとともに公表するものとする。
- 4.5 前項の報告を受けた理事長又はその代理者は,広島県知事(以下「知事」という。) に対して,理事長の任命の申出を行う。

(任期)

- 第6条 理事長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。
- 2 理事長が任期の途中で欠けた場合の後任の理事長の任期は ,前任者の残任期間とする。ただし , その残任期間が 2 年を超えないときは , 本残任期間に 2 年を加えた期間とする。

(解任の申出)

- 第7条 選考会議は,理事長が次の各号のいずれかに該当するときは,知事に対して理事長の解任 を申し出ることができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反があると認められるとき
 - (3) 職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当 該職務を行わせることが適当でないと認められるとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか,理事長たるに適しないと認められるとき

(解任請求等)

- 第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には理事長の解任について審議を行わなければならない。
 - (1) 知事が,理事長が地方独立行政法人法(以下「法」という。)第17条第2項又は同条第 3項の規定に該当するに至ったと認め,当該理事長の解任について選考会議に付すよう, 知事から選考会議の議長に依頼があったとき
 - (2) 経営審議会又は教育研究審議会が,理事長の解任請求を議決し,選考会議に対して解任す べき事由を付した書面により解任請求を提出したとき
 - (3) 選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき
 - (4) 職員の3分の1以上に当たる者が,選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により 解任請求を提出したとき
- 2 選考会議は,第1項の審議を行うに際して,理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、審議の結果を、速やかに理事長に通知するとともに、公表するものとするしなければならない。
- 4 選考会議は、審議の結果、解任の申出をすることを議決したときは、知事に対し理由を付して理事長の解任を申し出るものとする。

(準用)

第9条 この規程は、定款附則第5項に規定する理事長選考会議について準用する。この場合、第 1条に県立広島大学とあるについては、それぞれ定款附則第2項の表の中欄に掲げる大学に読み 替えるものとする。また、第4条第1項の規定により一つの選考会議に選考対象者の推薦があっ た場合、他の選考会議にも選考対象者としての推薦があったものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は,選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか,理事長候補者の選考,理事長の任期及び解任手続等 に関し必要な事項は,選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は,平成22年 9月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は,平成24年 月 日から施行する。